

# 世田谷区公契約適正化委員会（第2回）次第

平成27年5月25日（月）午後4時～

場所：北沢タウンホール9階企画室

1．開会

2．議題

（1）副会長の選任

（2）諮問

（3）今後の進め方等について

労働報酬専門部会

入札監視委員会

（4）その他

3．閉会

## 諮 問

### 公契約の適正な履行を確保するために必要な施策について

### 区内産業の振興及び地域経済の活性化を図るための入札制度改革について

世田谷区は、公契約について、その時々为社会経済情勢を踏まえ、競争性、経済性、公平性、公正性、透明性、履行の質の確保などを目的として、必要な制度改革を行ってきました。

一方、公共事業を巡る事業者間の競争は激しく、事業者が置かれた厳しい経営環境や、不安定な雇用によって低賃金労働者が出現するなど、労働条件の悪化も顕著となりました。近年、建設需要の拡大から一時より改善の兆しがあるものの、若い就労者を次世代の担い手として確保できない状況は続いています。

さらに、高齢化や若年層入職者の激減に伴う技能労働者の不足は、中長期的な視点から、放置することができない課題となっており、今後益々増大することが想定される公共施設のメンテナンス工事をはじめ、公共事業の品質確保のためにも直ちにその対策に取り組まねばならない状況にあります。

公契約条例には「労働報酬下限額」を定めることにしました。事業者には適正なチェックシート提出を求める一方、これを遵守するように促し、特定の罰則を設けていません。条例がつくる新たな手続きや実務の中で、実効性のある運用をいかに定着させていけるかが大きな課題であります。

一方で区は、事業者の経営環境が改善され、労働条件の改善と車の両輪となる入札制度改革を推進していきます。この改革を狭義の入札条件のみにとどめず、公契約のあり方や地域貢献など多角的にとらえ、よって地域循環型経済の中で事業者が発展していくことを望みます。事業者が安定した状況に置かれることで、適正な賃金の支払いなど労働者の労働条件が守られ、もって、公共事業の品質が確保され、最終的には区民の福祉が増進されることを目指しているところです。

こうした意味をこめて、条例第6条第2項の規定に基づき、「公契約の適正な履行を確保するために必要な施策に関する事」及び「区内産業の振興及び地域経済の活性化を図るための入札制度改革に関する事」について諮問いたします。

平成27年5月25日

世田谷区長

保坂展人

# 世田谷区公契約適正化委員会について

平成 27 年 5 月 25 日

世田谷区 財務部経理課

## 1 目的

公契約の履行過程の全般における適正を確保するため、区長の附属機関として設置する。

## 2 役割

委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

(1) 公契約条例の解釈及び運用に関すること。

条例の適用範囲の解釈、条例施行後の状況確認など。

(2) 公契約の適正な履行を確保するために必要となる施策に関すること。

労働報酬専門部会にて労働報酬下限額の審議など。

(3) 区の入札その他の公契約の手続に関する基本的事項に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区の入札その他の公契約の手続における透明性及び公正性を確保するために区長が必要と認めること。

「入札監視委員会」参照

## 3 委員構成及び任期

委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。また、任期は2年で再任可とする。

(1) 学識経験者 4人以内

(2) 事業者及び労働者団体の代表者 4人以内

(3) 区内に住所、勤務先又は通学先を有する者 1人以内

(4) 関係行政機関の職員 1人以内

## 4 今後のスケジュール(予定)

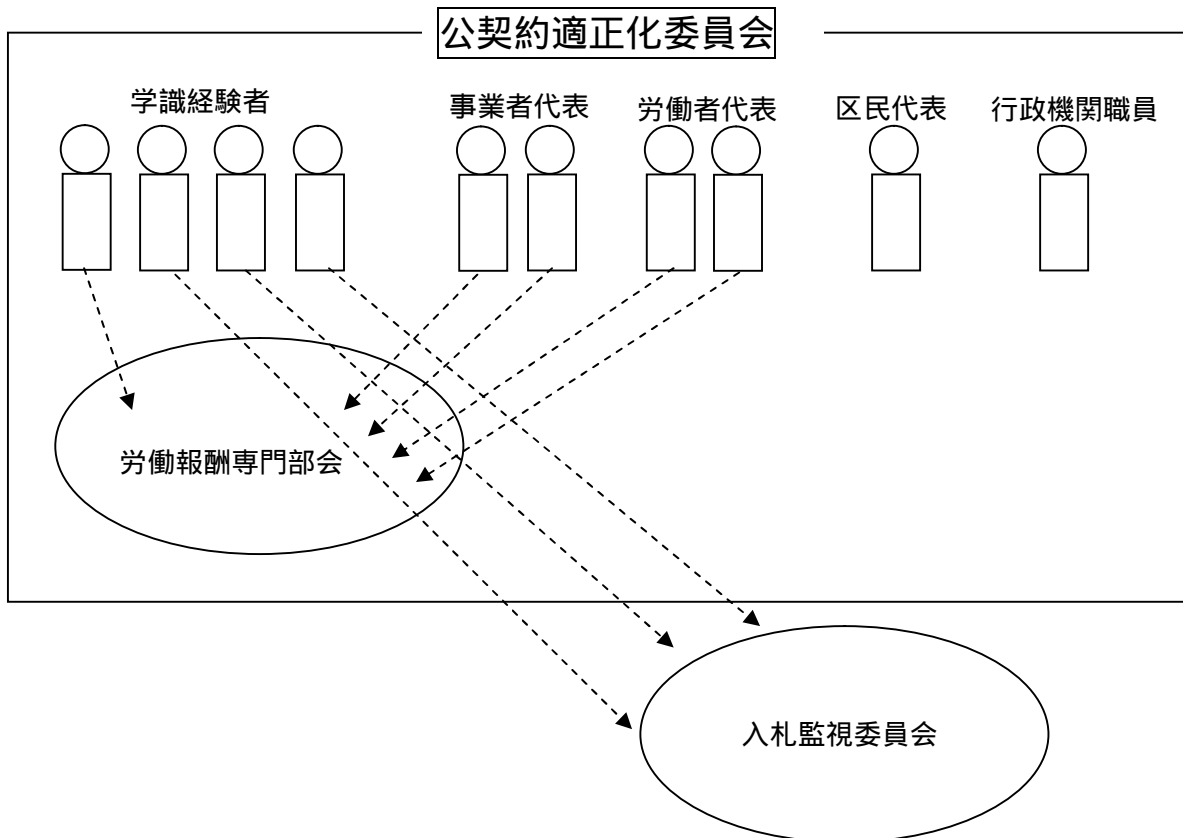
平成27年4月1日 公契約条例施行

4月中旬 公契約適正化委員会開催

6月頃 労働報酬専門部会の開催

11月頃 入札監視委員会の開催

12月頃 労働報酬専門部会の開催～公契約適正化委員会の開催



### 労働報酬専門部会

#### 1 目的及び役割

公契約適正化委員会に労働報酬下限額を審議していただくため、設置する。

#### 2 委員構成

部会は公契約適正化委員のうち、学識経験者並びに事業者及び労働団体の代表者から区長が指名した者をもって組織する。

### 入札監視委員会

平成19年度よりこれまで、世田谷区が発注する公共工事等の入札及び契約手続における透明性及び公正性を確保するため入札監視委員会を設置し、外部の有識者による監視を実施してきた。

引続き、公契約条例施行後も、公契約適正化にむけた機能を果たしていただく予定。